

## 石巻市産木材利用住宅促進補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、物価の高騰等に伴う住宅整備コストの上昇による住宅の建築件数の減少に伴い木材需要が減少している状況に鑑み、市産木材、市産JAS製品及び市産優良みやぎ材（以下「市産木材等」という。）の需要拡大を図ることを目的として、市内に住宅を新築する者に対し、予算の範囲内において石巻市産木材利用住宅促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、石巻市補助金等の交付に関する規則（平成17年石巻市規則第47号）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市産木材 合法な手続を経て伐採された本市産の原木を県内で加工した木材製品
- (2) 市産JAS製品 市産木材のうち、県内のJAS認証工場で加工したものをいう。  
ただし、集成材については、本市産の原木を県内でラミナ加工後、県外のJAS認証工場で加工したものも含む。
- (3) 市産優良みやぎ材 市産木材のうち、優良みやぎ材認証書の発行を受けたもの（集成材を除く。）をいう。
- (4) 優良みやぎ材認証書 みやぎ材利用センターが品質、規格、産地、合法性等の審査を行い、優良みやぎ材として認証をした製品に発行される証書をいう。
- (5) 合法木材証明書 合法木材供給事業者（合法な手続を経て伐採された木材の取扱業者として、森林、林業、木材産業関係団体が認定した事業者をいう。以下同じ。）が、納入先事業者に対して、木材又は木材製品の合法性及び持続可能性を証明するために発行する証明書で、原木の産地が本市内であることが追加記載されたものをいう。
- (6) 合法木材証明納品書 合法木材供給事業者が発行する、合法木材証明書の代わりとなる納品書をいう。
- (7) 市産ラミナ材 合法木材証明書又は合法木材証明納品書により証明された本市産の原木を使用し、県内で加工された集成材を構成する挽き板及び小角材ピースをいう。
- (8) JAS出荷証明書 JAS認定工場又はJAS登録事業者が発行する、出荷製品がJAS規格に適合していることを証明するための証書をいう。
- (9) 新築 更地に住宅を建てる場合又は既存の建築物を除去し、新たに住宅を建てることをいう。
- (10) 主要構造部材 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に規定する主要構造部材を構成する木材をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自己の居住の用に供することを目的として、市内に住宅を新築し、又は市内の新

築住宅を購入する者

- (2) 市税を滞納していない者
  - (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条に規定する扶助を受けていない者
- (補助対象住宅)

第4条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 自己の居住の用に供することを目的として、補助対象者が建築主として市内に新築する住宅又は補助対象者が購入した市内の新築住宅であること。
- (2) 構造耐力上主要な部分が木造の一戸建住宅又は共同住宅（二世帯住宅に限る。）であって、1つの世帯が独立して生活を営むことができ、かつ、居住室、炊事用流し、トイレ及び出入口をそれぞれ1以上有する住宅であること。
- (3) 主要構造部材に占める市産木材の割合が50パーセント以上かつ主要構造部材に占める市産JAS製品の割合若しくは市産優良みやぎ材の割合又は市産JAS製品の割合と市産優良みやぎ材の割合とを合計した割合が40パーセント以上であること。
- (4) 市内に本店又は支店を有し、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建築工事業の許可を受けている事業者が施工する住宅であること。
- (5) 建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けた新築の住宅であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる補助単価に市産木材等の使用材積を乗じて得た額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、250,000円を限度とする。

- (1) 市産木材 1立方メートルにつき14,000円
  - (2) 市産JAS製品及び市産優良みやぎ材 1立方メートルにつき4,000円
- (交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、木工事に着手する前に、石巻市産木材利用住宅促進補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 市税に滞納がないことを証する書類（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）
  - (2) 建築確認済証の写し
  - (3) 新築する住宅の位置図、配置図、各階平面図及び立面図
  - (4) 木びろい表（計画）（様式第2号）
  - (5) 施工業者の建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書
  - (6) 工事請負契約書又は不動産売買契約書の写し
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の

交付の可否を決定し、石巻市産木材利用住宅促進補助金交付可否決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、必要な条件を付することができる。  
(申請内容の変更等)

第8条 前条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合又は補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）を中止しようとする場合においては、あらかじめ石巻市産木材利用住宅促進補助金事業変更（中止）承認申請書（様式第4号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金の交付申請額を増額しようとするとき。
- (2) 施工業者を変更しようとするとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、石巻市産木材利用住宅促進補助金事業変更（中止）承認（不承認）決定通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

（主要構造部の施工着手及び完了の届出）

第9条 補助事業者は、市産木材等を使用した主要構造部に係る施工の着手は、第7条に規定する補助金の交付の決定を受けた後に行うものとする。

2 補助事業者は、主要構造部に係る施工が完了したときは、石巻市産木材利用住宅促進補助金施工完了届（様式第6号）により、速やかに、市長に届け出なければならない。  
(現地調査)

第10条 市長は、前条第2項の規定による届出があったときは、必要に応じ、主要構造部における市産木材等の使用状況について現地調査を行うものとする。

2 補助事業者及び施工業者は、前項の規定による現地調査に協力しなければならない。  
(実績報告)

第11条 補助事業者は、第9条第2項の規定による届出が受理された日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、石巻市産木材利用住宅促進補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 市産木材を使用した製材品、合板、単板積層材（LVL）等を使用している場合  
次に掲げるいずれかの書類
  - ア 合法木材証明書の原本。ただし、当該証明書の写しを提出する場合は、これに加えて県事業の補助金交付決定通知書の写し
  - イ 合法木材証明納品書の原本。ただし、当該納品書の写しを提出する場合は、これに加えて県事業の補助金交付決定通知書の写し
- (2) 市産JAS製品を使用した製材品、合板、単板積層材（LVL）等を使用している場合  
次に掲げるいずれかの書類
  - ア 合法木材証明書の原本及びJAS出荷証明書の原本。ただし、当該各証明書の写

- しを提出する場合は、これらに加えて県事業の補助金交付決定通知書の写し
- イ 合法木材証明納品書の原本及びJAS出荷証明書の原本。ただし、当該各証明書の写しを提出する場合は、これらに加えて県事業の補助金交付決定通知書の写し
- (3) 市産優良みやぎ材を使用した製材品、合板、単板積層材（LVL）等を使用している場合 次に掲げるいずれかの書類
- ア 合法木材証明書の原本及び優良みやぎ材認証書の原本。ただし、当該各証明書の写しを提出する場合は、これらに加えて県事業の補助金交付決定通知書の写し
- イ 合法木材証明納品書の原本及び優良みやぎ材認証書の原本。ただし、当該各証明書の写しを提出する場合は、これらに加えて県事業の補助金交付決定通知書の写し
- (4) 市産木材を使用した集成材を使用している場合 次に掲げるいずれかの書類
- ア 合法木材証明書の原本。ただし、当該証明書の写しを提出する場合は、これに加えて県事業の補助金交付決定通知書の写し
- イ 市産ラミナ材を使用したことが追加記載された合法木材証明納品書の原本。ただし、当該証明書の写しを提出する場合は、これに加えて県事業の補助金交付決定通知書の写し
- (5) 市産JAS製品を使用した集成材を使用している場合 次に掲げるいずれかの書類
- ア 二次加工業者が発行する市産ラミナ材を使用したことが追加記載された合法木材証明書の原本及びJAS出荷証明書の原本。ただし、当該証明書の写しを提出する場合は、これに加えて県事業の補助金交付決定通知書の写し
- イ 二次加工業者が発行する市産ラミナ材を使用したことが追加記載された合法木材証明納品書の原本及びJAS出荷証明書の原本。ただし、当該各証明書の写しを提出する場合は、これらに加えて県事業の補助金交付決定通知書の写し
- (6) 木びろい表（実績）（様式第8号）
- (7) 次に掲げる要件を満たすよう撮影された主要構造部の施工中及び施工完了後の写真
- ア 木びろい表（実績）に記載した木材等が使用されている施工箇所が分かること。
- イ 使用されている市産木材等の寸法が分かること。
- ウ 市産JAS製品及び市産優良みやぎ材を使用した場合は、認証シール等が分かること。
- （補助金の額の確定）
- 第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じ調査を行って、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、石巻市産木材利用住宅促進補助金確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。
- （補助金の交付）

第13条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、石巻市産木材利用住宅促進補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

2 前項の規定は、第12条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、石巻市産木材利用住宅促進補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を命ずるときは、石巻市産木材利用住宅促進補助金返還命令書（様式第12号）により行うものとする。

（権利の承継等の禁止）

第16条 補助事業者は、補助金の交付を受ける権利を、相続による承継を除き、他の者に承継又は譲渡してはならない。

（書類等の保存）

第17条 補助事業者は、補助事業に係る書類等について、当該補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(表)

様式第1号 (第6条関係)

石巻市産木材利用住宅促進補助金交付申請書

年 月 日

石巻市長 (あて)

申請者 (建築主) 住 所

氏 名

電話番号

石巻市産木材利用住宅促進補助金の交付を受けたいので、石巻市産木材利用住宅促進補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 住宅の建設に関する事項

建設場所				
建物概要	木造	階建	・	延床面積 m <sup>2</sup>
主要構造部の工事完了予定日	年 月 日	建物完成予定日	年 月 日	
交付申請額	金 円 ※1			
主要構造部材の各材積及び使用割合	主要構造部材等の総使用材積 m <sup>3</sup>		(A)	
	(A) のうち、市産木材の使用材積 m <sup>3</sup>	① (B)	市産木材の使用割合 %	(B/A)
	(A) のうち、市産JAS製品及び市産優良みやぎ材の使用材積 m <sup>3</sup>	② (C)	市産JAS製品及び市産優良みやぎ材の使用割合 %	(C/A)
施工業者	名称	担当者	(TEL)	
	所在地			
宮城県が実施する補助金事業の併用	県産材利用サステナブル住宅普及促進事業申請 有・無			

注) 主要構造部材の各木材等の使用材積及び使用割合は、木びろい表(計画)(様式第2号)からそれぞれ転記すること(各材積にあっては小数点第2位を切り上げ、各使用割合にあっては小数点第3位を四捨五入すること。)。

※1 : ①×14,000円及び②×4,000円の合計金額を記載してください。

(裏)

## 2 添付書類

- (1) 市税に滞納がないことを証する書類（申請日前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 建築確認済証の写し
- (3) 新築する住宅の位置図、配置図、各階平面図及び立面図
- (4) 木びろい表（計画）（様式第2号）
- (5) 施工業者の建築業許可通知書の写し又は建設業許可証明書
- (6) 工事請負契約書の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

## 様式第2号（第6条関係）

## 木びろい表（計画）

申請者名：

区分	名称		樹種	長さ (mm)	断面寸法(幅×厚み) (mm)		数量 (本・枚)	主要構造部材の 総使用材積 (m3) (ア)	(※1)	(※1)	(※1)	(※1)		
									(ア)のうち、 石巻市産 木材の 使用材積 (m3)	(ア)のうち、 石巻市産 JAS製品の 使用材積 (m3)	(ア)のうち、 石巻市産 優良みやぎ材の 使用材積 (m3)			
土台	土台	土台			×									
		火打土台			×									
軸組	柱	管柱			×									
					×									
		通し柱			×									
					×									
	梁・桁	梁材			×									
					×									
					×									
					×									
					×									
					×									
小屋組	間柱				×									
					×									
	筋交い				×									
					×									
	筋交不用構造用合板				×									
					×									
					×									
					×									
					×									
					×									
床組	棟木				×									
					×									
	隅木				×									
					×									
					×									
その他 (※4)	母屋				×									
					×									
	垂木				×									
					×									
	小屋梁				×									
					×									
その他 (※4)	小屋束				×									
					×									
	野地板 (構造用合板)				×									
					×									
その他 (※4)	大引				×									
					×									
	根太				×									
					×									
その他 (※4)	根太掛				×									
					×									
	根太不用構造用合板				×									
各使用材積の合計（※1）														
各使用材積の合計（改め）（※2）								(A)	(B)	(C)				
主要構造部材に対する石巻市産木材使用割合（※3）												(B/A)		
主要構造部材に対する石巻市産JAS製品及び石巻市産優良みやぎ材使用割合（※3）												(C/A)		

※1 各使用総材積は、小数点第3位を四捨五入してください。

※2 (A)、(B)、(C)は各使用材積の合計について、小数点第2位を切り上げてください。

※3 各使用割合欄は、小数点第3位を四捨五入してください。

※4 上記以外の構造材は、その他の欄に名称を付して、各数量を記載してください。

様式第3号（第7条関係）

石巻市（ ）指令第 号

石巻市産木材利用住宅促進補助金交付可否決定通知書

住所  
氏名

年 月 日付けで申請のあった石巻市産木材利用住宅促進補助金については、下記のとおり決定したので、石巻市産木材利用住宅促進補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

年 月 日

石巻市長

印

記

1 決定の内容 交付 • 不交付

（不交付の理由 ）

2 交付決定額 金 円

3 交付の条件及び留意事項

- (1) 補助金の交付の対象となる事業の内容は、補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- (2) 補助事業の内容を変更し、又は中止するときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 工事が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は工事の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 主要構造部に係る工事が完了したときは、その旨を市長に届け出て、現地調査を受けること。
- (5) 石巻市補助金等の交付に関する規則及び石巻市産木材利用住宅促進補助金交付要綱を遵守すること。
- (6) 前各号に掲げる条件に違反したときは、本決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命ずることがある。

様式第4号（第8条関係）

石巻市産木材利用住宅促進補助金事業変更（中止）承認申請書

年 月 日

石巻市長（あて）

申請者（建築主）住所  
氏名  
電話番号

年 月 日付け石巻市（ ）指令第 号で交付決定のあった石巻市産木材利用住宅促進補助金について、下記のとおり変更（中止）したいので、石巻市産木材利用住宅促進補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

1 変更（中止）の理由

2 変更の内容

変更事項	変更前の内容	変更後の内容

3 変更（中止）年月日

4 添付書類

様式第5号（第8条関係）

石巻市（ ）指令第 号

石巻市産木材利用住宅促進補助金事業変更（中止）承認（不承認）決定通知書

住所

氏名

年 月 日付けで変更（中止）承認申請のあった石巻市産木材利用住宅促進補助金については、下記のとおり決定したので、石巻市産木材利用住宅促進交付要綱第8条第2項の規定により通知します、

年 月 日

石巻市長

印

記

1 決定事項 承認  不承認

（不承認の理由）

2 承認の内容

3 変更（中止）年月日

様式第6号（第9条関係）

石巻市産木材利用住宅促進補助金施工完了届

年 月 日

石巻市長（あて）

届出者（建築主）住所  
氏名  
電話番号

年 月 日付け石巻市（ ）指令第 号で交付決定（及び  
年 月 日付け石巻市（ ）指令第 号で変更承認決定）のあった石巻市産木材  
利用住宅促進補助金について、下記のとおり主要構造部材に係る施工が完了したので、石  
巻市産木材利用住宅促進補助金交付要綱第9条第2項の規定により届け出ます。

記

施工が完了した日 年 月 日

## 石巻市産木材利用住宅促進補助金実績報告書

年 月 日

石巻市長（あて）

報告者（建築主）住 所  
 氏 名  
 電話番号

年 月 日付け石巻市（ ）指令第 号で交付決定（及び 年 月  
 日付け石巻市（ ）指令第 号で変更承認決定）のあった石巻市産木材利用住宅促進補助金に係  
 る事業の実績について、石巻市産木材利用住宅促進補助金交付要綱第11条の規定により、下記のと  
 おり報告します。

記

## 1 住宅の建設に関する事項

建設場所				
建物概要	木造 階建 ・ 延床面積 $m^2$			
主要構造部の工事完了日	年 月 日	建物完成予定日	年 月 日	
交付決定額	金 円			
主要構造部材の各材積及び使用割合	主要構造部材の総使用材積		$m^3$ (A)	
(A) のうち、市産木材の使用材積	① $m^3$ (B)	市産木材の使用割合	% (B/A)	
	② $m^3$ (C)	市産 JAS 製品及び市産優良みやぎ材の使用割合	% (C/A)	

## 2 添付書類

- (1) 石巻市産木材利用住宅促進補助金交付要綱第11条第1号から第5号までに規定する書類のうち、該当する書類
- (2) 木びろい表（実績）（様式第8号）
- (3) 次に掲げる要件を満たすよう撮影された主要構造部の施工中及び施工完了後の写真
  - ア 木びろい表（実績）に記載した木材等が使用されている施工箇所が分かること。
  - イ 使用されている木材等の寸法が分かること。
  - ウ 市産 JAS 製品及び市産優良みやぎ材の場合は、認証シール等が分かること。

## 様式第8号（第11条関係）

## 木びろい表（実績）

申請者名：

(※1)

(※1)

(※1)

(※1)

区分	名称		樹種	長さ (mm)	断面寸法(幅×厚み) (mm)		数量 (本・枚)	主要構造部材の 総使用材積 (m3) (ア)	(ア)のうち、 石巻市産 木材の 使用材積 (m3)	(ア)のうち、 石巻市産 JAS製品の 使用材積 (m3)	(ア)のうち、 石巻市産 優良みやぎ材の 使用材積 (m3)			
土台	土台	土台			×									
		火打土台			×									
軸組	柱	管柱			×									
					×									
		通し柱			×									
					×									
					×									
	梁・桁	梁材			×									
					×									
					×									
					×									
					×									
小屋組	棟木	棟木			×									
		隅木			×									
	母屋				×									
					×									
	垂木				×									
					×									
床組	小屋梁				×									
					×									
	小屋束				×									
					×									
	野地板 (構造用合板)				×									
その他 (※4)	大引				×									
	根太	根太			×									
					×									
	根太掛				×									
	根太不用構造用合板				×									
					×									
					×									
各使用材積の合計 (※1)														
各使用材積の合計 (改め) (※2)								(A)	(B)	(C)				
主要構造部材に対する石巻市産木材使用割合 (※3)											(B/A)			
主要構造部材に対する石巻市産JAS製品及び石巻市産優良みやぎ材使用割合 (※3)											(C/A)			

※1 各使用材積は、小数点第3位を四捨五入してください。

※2 (A)、(B)、(C)は各使用材積の合計について、小数点第2位を切り上げてください。

※3 各使用割合欄は、小数点第3位を四捨五入してください。

※4 上記以外の構造材は、その他の欄に名称を付して、各数量を記載してください。

様式第9号（第12条関係）

第  号  
年  月  日

氏名  様

石巻市長  印

石巻市産木材利用住宅促進補助金確定通知書

年  月  日付け石巻市（）指令第  号で交付決定（及び  
年  月  日付け石巻市（）指令第  号で変更承認決定）した石巻市産木材利用  
住宅促進補助金について、下記のとおりその額を確定したので、石巻市産木材利用住宅促  
進補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

交付確定額  金  円

様式第10号（第13条関係）

石巻市産木材利用住宅促進補助金交付請求書

年 月 日

石巻市長（あて）

請求者（建築主）住所  
氏名  
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付額の確定通知のあった石巻市産木材利用住宅促進補助金について、石巻市産木材利用住宅促進補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付確定額 金 円

2 請求額 金 円

3 振込先口座

金融機関名	銀行 信金・信組 農協・信漁連	金融機関コード				
支店名 (店名)	本店 支店	支店コード (店番)				
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号 (右詰め)				
フリガナ						
口座名義人						

様式第11号（第14条関係）

石巻市（ ）指令第 号

石巻市産木材利用住宅促進補助金交付決定取消通知書

住所

氏名

年 月 日付け石巻市（ ）指令第 号で交付決定した石巻市産木材利用住宅促進補助金については、石巻市産木材利用住宅促進補助金交付要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり既交付決定額の（全部・一部）を取り消したので、同条第3項の規定により通知します。

年 月 日

石巻市長

印

記

1 既交付決定額 金 円

2 交付決定取消額 金 円

3 取消しの理由

様式第12号（第15条関係）

石巻市（ ）指令第 号

石巻市産木材利用住宅促進補助金返還命令書

住所  
氏名

年 月 日付け石巻市（ ）指令第 号で交付決定した石巻市産木材利用住宅促進補助金について、石巻市補助金等の交付に関する規則第18条及び石巻市産木材利用住宅促進補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

年 月 日

石巻市長

印

記

1 交付済額 金 円

2 返還請求額 金 円

3 理由

4 納付期限

5 返還の方法 同封の納付書により返還すること。

6 延滞金について

石巻市補助金等の交付に関する規則第19条の規定により、上記納付期限までに納付しなかったときは、納付期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。